

## コンプライアンスの推進

### 日立建機グローバル・コンプライアンス・プログラム (HGCP)

当社グループは、事業活動を行う上で誠実であることを最優先に位置付け、高い倫理規範と当社グループが事業展開する各国・地域のすべての適用法令を遵守し、適正な商慣行を尊重します。

とりわけ、事業活動に直接的にかかわるコンプライアンス上、特にリスクの高い3つの分野である「贈収賄防止」、「競争法遵守」および「マネーロンダリング・テロ資金供与・反社会的取引防止」のための取り組みが重要と考え、これらに関する規則およびガイドラインを制定し、「日立建機グループ行動規範」および「日立建機グループ企業倫理・コンプライアンスコード」のもとにそれらを体系化した「日立建機グローバル・コンプライアンス・プログラム (HGCP)」を運用しています。また、「日立建機グループ・コンプライアンス・プログラム・フレーム



ワーク規則」によりコンプライアンス・マネジメントに関する責任およびコンプライアンス活動に関わる基本方針を明確化しています。

2024年度の日立建機グループでの贈収賄防止法、競争法およびマネーロンダリング防止法にかかる違反件数は0件です。

### コンプライアンス推進体制

当社グループでは、「コンプライアンス・リスク管理規則」(以下「管理規則」)を制定し、コンプライアンス違反事案の管理、再発防止策の策定・運用を行う体制を整えています。当社グループ内でコンプライアンス違反事案が発生した場合、管理規則に基づき、当社に設置されている事務局に対して、コンプライアンス・リスク速報(以下「速報」)が発行されます。速報の発行プロセスの中では、当該コンプライアンス違反事案に対して初期的な対応、および恒久的な再発防止策の策定・運用を行う再発防止責任部署を日立建機の適切な部署・担当者から選定・選任し、対応する体制としています。初期対応から最終的な再発防止策の策定・運用までの進捗状況については、四半期ごとにコンプライアンス・カウンターメジャー会議を開催して当社でグループ全体の事案についてフォローアップを行い、役員に報告しています。

また、管理規則に基づき、「コンプライアンス管理委員会」(以下「委員会」)を組織しています。定期・不定期に開催される委員会会議および委員会発行の通知により、当社グループで発生した法令違反事案の共有・再発防止策、その他コンプライアンス施策の周知徹底を行います。

このコンプライアンス推進体制は、当社の3ラインモデルの第2線

のリスク管理組織として、ガバナンスとリスクマネジメントを支えています。

### コンプライアンス通報制度

法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って企業活動を行うことに資することを目的とし、「コンプライアンス通報制度運営規則」(以下「通報規則」)を制定しています。また、2022年6月に施行された「公益通報者保護法」に基づき、通報者を保護する内容等を通報規則に規定し、通報制度の実効性を高め、企業の自浄作用が高まるよう当該規則に従い運用しています。

利用者は、社内および社外(外部専門機関)に設置された2つの窓口に通報が可能で、通報の方法は、メール、電話、郵便、面談等で対応し、通報者の便宜を図っています。外部専門機関に設置された窓口では、200言語による対応が可能となっており、当社グループ全社に対応したグローバルな通報体制を構築しています。

2024年度の通報実績は81件で、内訳は、ハラスメント関連39件、労務関連(ハラスメント以外)19件、会社規則違反関連11件、法令違反関連6件、その他6件となります。



コンプライアンス

<https://www.hitachicm.com/global/ja/sustainability/governance/compliance/>